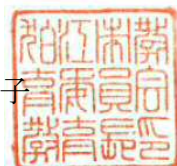


狛江市教育委員会要綱第 19 号

狛江市ゆうゆう教室運営要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和 8 年 8 月 18 日

狛江市教育委員会 教育長 柏原 聖子



狛江市ゆうゆう教室運営要綱の一部を改正する要綱

令和 8 年 8 月 18 日
教育委員会要綱第 19 号

狛江市ゆうゆう教室運営要綱（平成 5 年教育委員会要綱第 3 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（職員） 第 7 条 （略） 2・3 （略） 4 指導員は、ゆうゆう教室に通う児童・生徒に対し、適切な学習の指導又は支援若しくは心理的な支援ができるものとし、次に掲げる<u>資格等</u>のいずれかを有するものとする。 （1） <u>公認心理師法（平成 27 年法律第 68 号）に規定する公認心理師、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士、一般社団法人学校心理士認定運営機構が認定する学校心理士又は一般財団法人臨床発達心理士認定運営機構が認定する臨床発達心理士</u> （2） <u>教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に規定する教員免許</u>	（職員） 第 7 条 （略） 2・3 （略） 4 指導員は、ゆうゆう教室に通う児童・生徒に対し、適切な学習の指導又は支援若しくは心理的な支援ができるものとし、次に掲げる<u>資格</u>のいずれかを有するものとする。 （1） <u>臨床心理士又は公認心理士</u> （2） <u>小学校又は中学校の教員免許</u>

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。